

農作物共済損害評価組合等実測調査要領

〔 昭和53年8月7日 〕
〔 53農経B第2342号 〕

農林水産省経済局長通知
知 事 宛

改正 昭和60年8月8日60農経B第2004号、平成元年4月21日元農経A第409号、5年7月30日5農経B第1980号、12年6月28日12農経B第2141号、13年1月5日12農経A第1774号、15年5月1日15経営第343号、15年6月30日15経営第1712号、19年1月18日18経営第5563号、20年12月3日20経営第4876号、23年5月18日23経営第171号

第1 目 的

この要領は、農作物共済損害評価要綱（以下「損害評価要綱」という。）に基づき、水稻、陸稻及び麦の損害評価に当たって、組合等（農業災害補償法第12条第3項の組合等をいう。以下同じ。）が抜取調査班又は調整班による抜取調査を検見及び実測の方法又は実測の方法により実施する場合の調査（以下「実測調査」という。）の方法を定めたものであり、農作物共済の損害評価が適正かつ円滑に行われることを目的とする。

第2 実測調査の方法

実測調査は、未調製生もみ重若しくは未調製乾燥もみ重又は生穂重（未調製生全麦重）若しくは乾燥穂重（未調製乾燥全麦重）までの測定を行い、これらの測定結果に第7により都道府県が作成した単当収量推定図（表）を適用して筆ごとの実測単収を算定する方法（以下「簡易実測」という。）、鎌等の器具により刈取った試料を乾燥・調製して実測単収を算定する方法（以下「手刈り実測」という。）又は自脱型コンバイン（農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第7条に基づく型式検査に合格した型式に係る自脱型コンバインで一定の大きさの袋にもみを収納するものに限る。以下「コンバイン」という。）により刈取った試料を乾燥・調製して実測単収を算定する方法（以下「コンバイン実測」という。）のいずれかにより行う。

ただし、コンバイン実測は、水稻について次のすべての要件を満たす場合に限り行うことができるものとする。

- ① 実測調査を実施しようとする筆は、確定測量（土地改良事業等の工事後の一筆地の辺長及び境界点の位置を定め、これを現地に標示して一筆地の形状及び面積を確定する作業をいう。以下同じ。）が行われており、確定測量後当該筆の形態に変化がないこと。
- ② 当該筆の全体に水稻が作付けられ、かつ、そのすべてがコンバインによつて収穫されること。
また、次に掲げる場合は、手刈り実測又はコンバイン実測のいずれかにより行うものとする。
 - ① 損害評価要綱第2章第3節第1の4の(1)により、特定組合が全筆調査をすべて実測の方法により行う場合において、調整班による抜取調査を省略するとき
 - ② 損害評価要綱第2章第3節第2の前文により、特定組合以外の組合等が評価地区を設定しないで全筆

調査を行う場合において、連合会が当該調査に参加するとき

- ③ 損害評価要綱第2章第3節第2の前文により、特定組合以外の組合等が全筆調査をすべて実測の方法により行う場合において、抜取調査を省略するとき

第3 実測筆数の基準及び実測筆の抽出方法

1 実測筆数の基準

実測調査を実施する筆（以下「実測筆」という。）の数は、水稻（1回作、2回作別）、陸稻及び麦ごと並びに評価地区ごとに当該評価地区の抜取調査筆数の $\frac{1}{2}$ 以上を基準とする。

なお、抜取調査を検見及び実測の方法により行う場合には、すべての抜取調査筆について検見を行うものとする。

2 実測筆の抽出方法

（1）組合等は、評価地区ごとの実測筆数を定める。

（2）組合等は、損害評価要綱第2章第3節第1の3の（2）及び（3）によつて抽出した抜取調査筆の中から、（1）により定めた数の実測筆を任意抽出法（任意系統抽出法を含む。）により抽出する。

ただし、実測筆として抽出された筆の面積が著しく小さい場合又はうね落とし栽培等で筆の利用面積の割合が小さい場合には、抜取調査による野帳の次の欄の抜取調査筆を実測筆とし又は悉皆調査による野帳の通し番号の次の筆若しくは現地での最寄りの被害筆を抜取調査筆かつ実測筆としても差し支えない。

第4 刈取り及び脱穀

1 簡易実測又は手刈り実測

（1）刈取り

ア 正条植の場合

（ア）刈取箇所を選定及び刈取り

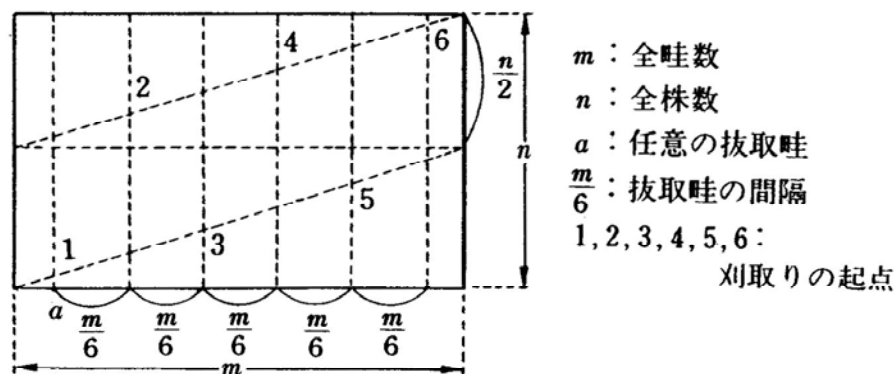
- ① 刈取りは10株6箇所（60株）刈りとする。

ただし、作柄が均一のは場の刈取りは、20株3箇所（60株）刈りとして差し支えない。

刈取畦は、次図に示すように任意系統的に6畦を選ぶ。

次に筆を2区に分け、それぞれの区において対角線を引き、先に選定した刈取畦との交点のうち6箇所（次図1～6）を刈取りの起点として、同一の方向に向かつて1箇所当たり10株、合計

60株を刈取る。



ただし、同一方向において刈取る株数が不足するときは、他方に延長して（その畦で不足する場合は、次の畦に続ける。）所要の株数を刈取る。

20株3箇所（60株）刈り及び不整形ほ場における刈取箇所の選定は、これに準じて行う。

- ② 機械植において枕地のある場合の刈取りは、刈取りの起点が枕地に当たった場合又は刈取りの起点が枕地に当たらなくても刈取株が枕地に掛る場合には図1～図3の刈取方法による（刈取株は、枕地の畦と枕地以外の株とが隣接している株を除外すること。）。

図1 刈取箇所の選定及び刈取り

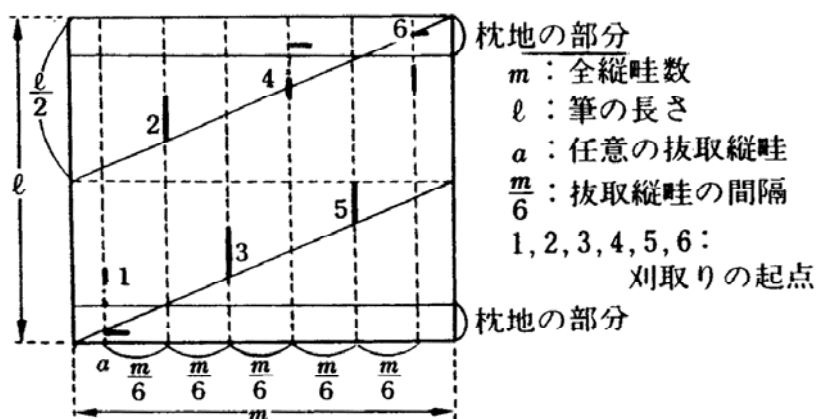


図2 刈取りの起点が枕地に当たった場合

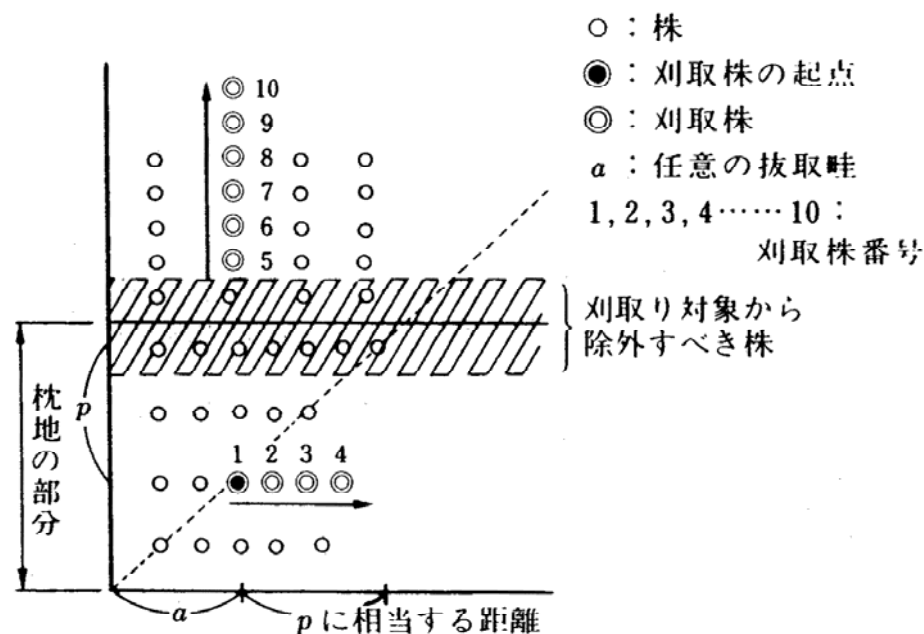
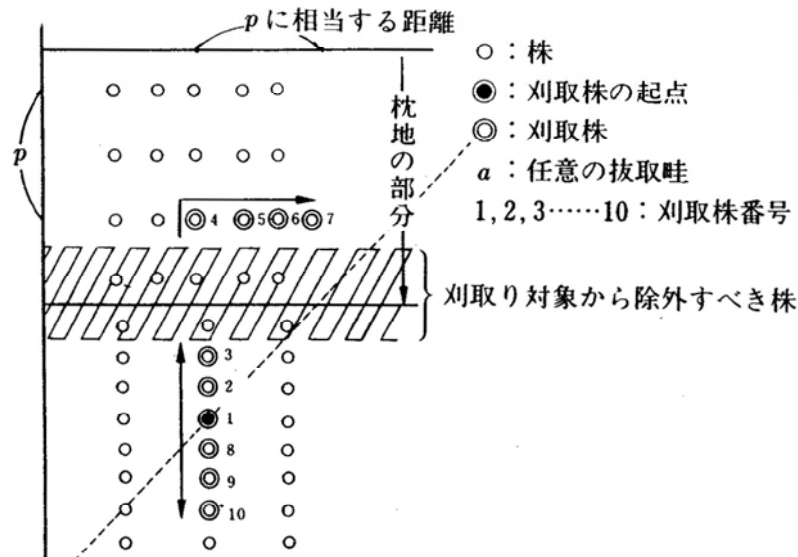


図3 刈取株が枕地に掛かる場合



(イ) 畦巾及び株間の測定

- ① 第1、第3及び第5番目の刈取株の起点を起点として、同一方向に向かつて11畦間、11株間の距離を測定し、1畦当たり畦巾及び1株当たりの株間を求める（測定は、第1番目の畦の中心から第11番目の畦の中心までの距離及び第1番目の株の中心から第11番目の株の中心までの距離を測る。）。
- ② 機械植において、刈取りの起点が枕地に当たった場合は、(ア)の②の図2の刈取株のうち枕地の部分の刈取株を除いた第1番目の刈取株（図2の◎5の刈取株）を起点とし、①の方法に準じて測定する。

イ 条まき及び並木植の場合

(ア) 刈取箇所の選定及び刈取り

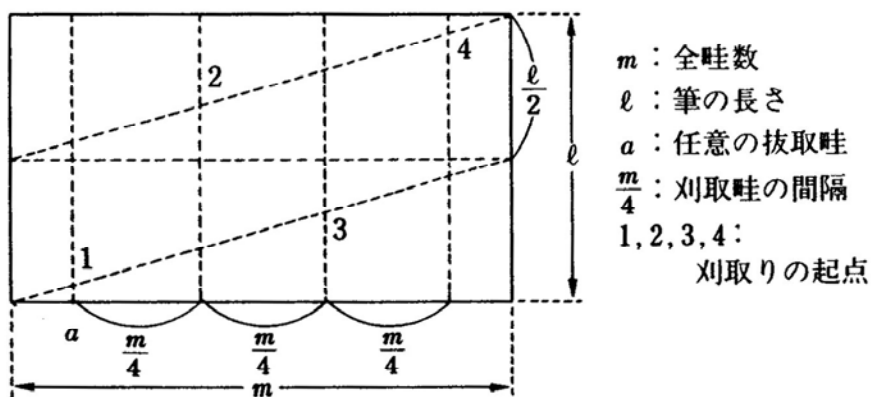
刈取りは1m間畦長の4箇所（4m）刈りとする。

ただし、作柄が著しく不均一で4箇所刈りでは不十分なときは、1m間畦長の8箇所（8m）刈りを行う。

刈取畦は、次図に示すように任意系統的に4畦を選ぶ。

次に筆を2区に分け、それぞれの区において対角線を引き、先に選定した刈取畦との交点のうち4箇所（次図の1～4）を刈取りの起点として、同一方向に向かつて1箇所当たり1m間の畦長を刈取る。

ただし、同一方向において刈取る畦長が不足するときは、他方に延長して（その畦で不足する場合は、次の畦に続ける。）所要の畦長を刈取るものとする。



(イ) 畦巾の測定

第1及び第3の刈取株の起点を起点として、同一方向に向かつて6畦間の長さを測定し、1畦当たりの畦巾を求める。測定は、第1番目の畦の中心から第6番目の畦の中心までの距離を測るものとする。

ウ 不整規まき及び不整規植の場合

(ア) 刈取箇所の選定及び刈取り

刈取りは、1平方m4箇所（4平方m）円形刈りとする。

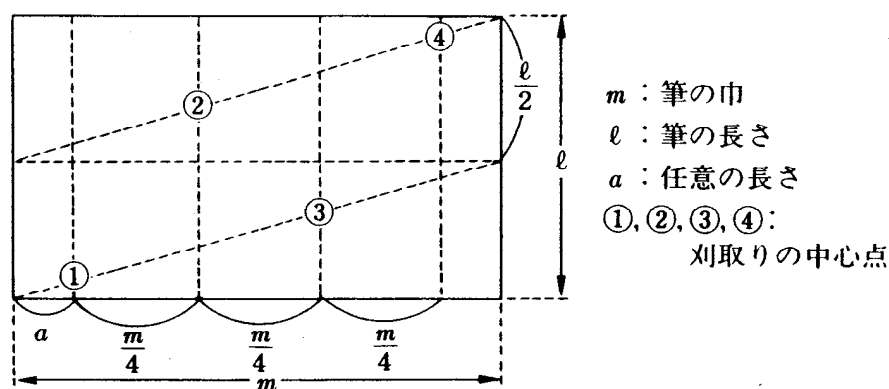
ただし、作柄が著しく不均一で4箇所刈りでは不十分なときは、1平方m6箇所（6平方m）円形刈りを行う。

刈取箇所は、次のように選定する。

① 調査ほ場に排水溝があり、ほ場内に立入れる場合

- 調査ほ場の1辺上に次図に示すように任意系統的に4地点を選ぶ。
- 筆を2区に分け、それぞれの区において対角線を引き、先に選定した地点から垂線との交点のうち4箇所（次図の1～4）を中心として、円形刈取機で1箇所1平方m（半径の長さ56.4cm）を刈取るものとする。

ただし、刈取箇所の一部がほ場の外に出るときは、刈取箇所を移動して刈取るものとする。

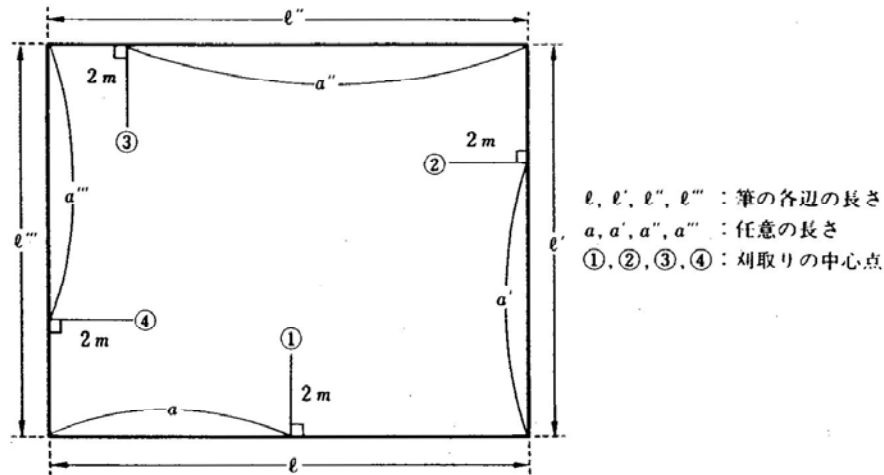


② 調査ほ場に排水溝がなく、ほ場内に立入ることが困難な場合

- 調査ほ場の周辺の各辺の長さ ℓ 、 ℓ' 、 ℓ'' 及び ℓ''' をメートル単位で測定し、次図に示すように各辺の長さに応じた a 、 a' 、 a'' 及び a''' の4地点を任意に選ぶ。
- それぞれの地点から垂線を立て各辺から2m入った地点を中心として、円形刈取機で1箇所1平方m（半径の長さ56.4cm）を刈取るものとする。

ただし、刈取箇所の一部がほ場の外へ出るとき又は刈取箇所が重複するときは刈取箇所を移

動して刈取るものとする。



エ その他の特殊栽培の場合

その他の特殊栽培の場合は、アからウまでに準じて実施するが、株まき、がん木栽培その他の特殊栽培の場合の調査方法は、次による。

(ア) 株まきにおける刈取箇所の決定方法

刈取起点を株間の中央に定め（A点）、その起点から1m間畦長を測定して（イの（ア）による。）一応の刈取りの終点（B点）を定め、その位置に基づいて次により刈取箇所を決定する。

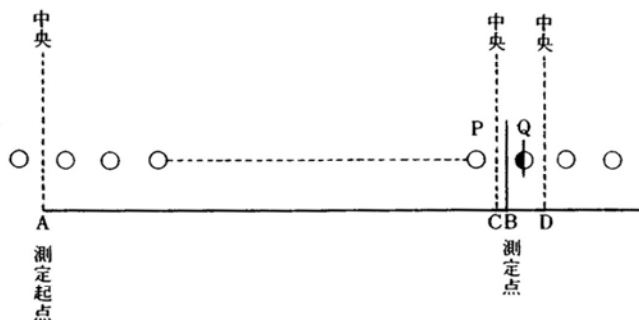
ただし、刈取りの実施に当たっては、作柄が不均一でない限り2畦分の端数をまとめて、第2畦又は第4畦のQ株（図参照）から刈取ることができる。

① B点が株間の中央にきた場合

A、B間の全部の株を刈取る。

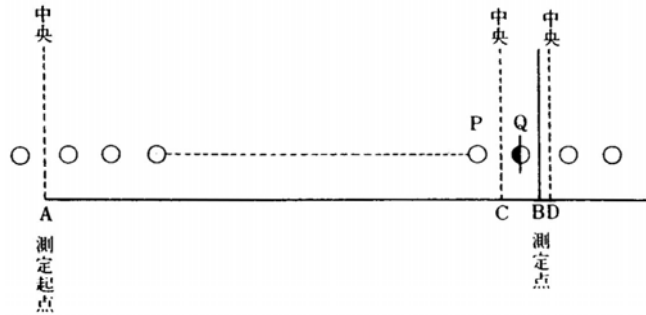
② B点が一番近い株Q株が刈取方向の外側にある場合

CD、CB間の距離を測定して、Q株の全茎数 $\frac{CB}{CD}$ に当たる部分を手前の茎から数えて刈取る。



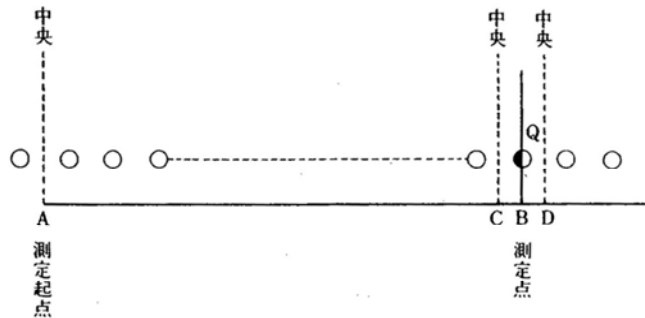
③ B点が一番近い株Q株が刈取方向の内側にある場合

Q株の全茎数の $\frac{CB}{CD}$ に当たる部分を手前の茎から数えて刈取る。



④ B点が株の上に落ちた場合

B点が落ちたところの株をQ株とし、Q株の全茎数の $\frac{CB}{CD}$ に当たる部分を手前の茎から数えて刈取る。



(附) 多条株まきについては、上に準じて（要するに条ごとに）これらの測定を行う。ただし、刈取りに当たっては、特に作柄が不均一でない限り、数条分の端数をまとめて一つの条から刈取る。

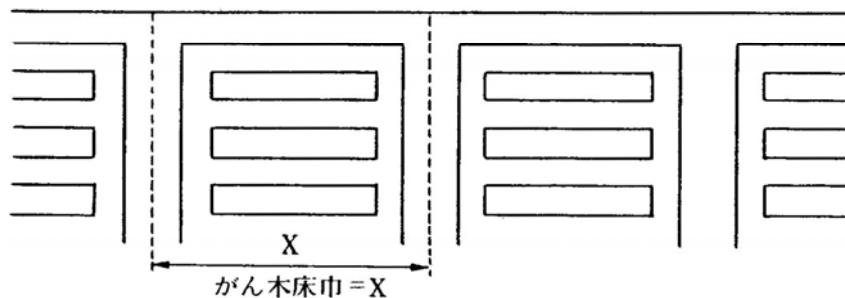
(イ) 横がん木栽培の調査方法

① 調査箇所の選定

がん木床の普通栽培の畦とみて、まず、任意系統的にがん木床を四つ選ぶ。次に、調査ほ場に対角線を引き、先に選定したがん木床との交点において、その交点が最も中央に近い条を刈取条として選定する（4箇所4条刈り）。

② がん木床巾の測定

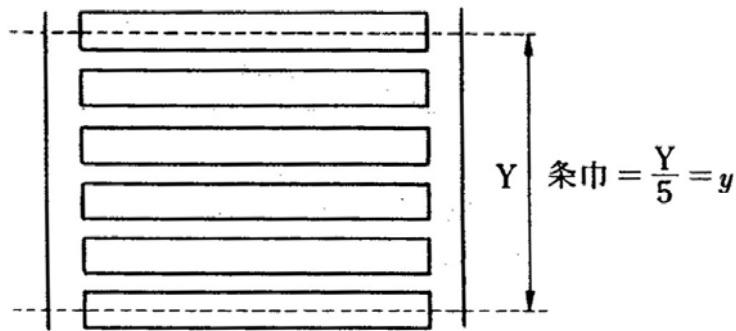
調査するがん木床（4箇所）のうち第1及び第3に当たるがん木床の両側の水路の中間線間の距離を測定してがん木床巾とする。なお、種々の計算に際しては、がん木床巾は、普通栽培の畦巾に相当するものとする。



③ 条巾の測定

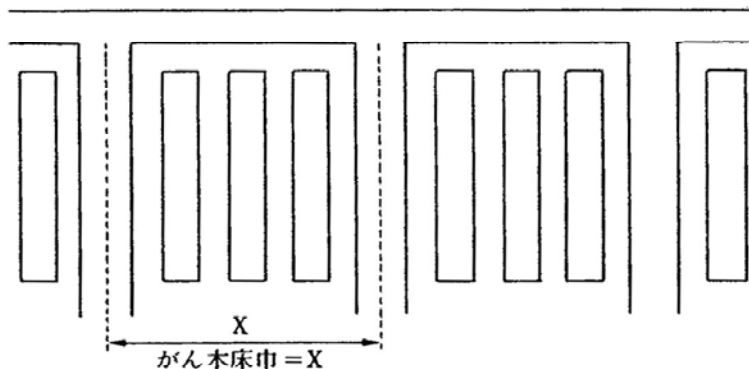
普通栽培における畦巾の測定に準じ、②の調査がん木床（第1及び第3）において、調査する

条より6条間の長さを測り、その平均をもつて条巾とする。種々の計算に際しては、条巾は普通栽培の株間に相当すると考える。



(ウ) 縦がん木栽培の調査方法

がん木床巾を普通栽培の畦とみて、平畦多条栽培に準じて行う。ただし、がん木床巾の測定は、横がん木栽培に準ずる。



(エ) うね落し栽培の調査方法

畦巾の測定及び刈取箇所の選定は普通栽培に準じ、刈取りは1 m間畦長4箇所(4 m)刈りとする。

(オ) 大規模ほ場の調査方法

規模の著しく大きいほ場(おおむね30 a以上)については、次により調査を行う。

① 被害状況等により2～5階層に筆内を区分するものとする。ただし、ほ場内の作柄が均一な場合には、この区分は行わなくてよい。

② 畦巾、株間の測定

①の区分による階層(①の区分を行わないほ場にあつては、ほ場)ごとにア～ウ又は本項(ア)～(エ)及び(カ)に準じ畦巾、株間を測定する。

③ 刈取箇所数

刈取箇所数は①の区分による階層ごとに3～6箇所(①の区分を行わないほ場については10箇所以上)とする。

なお、箇所ごとの刈取りは、ア～ウ又は(ア)～(エ)及び(カ)に準じて行うこととする。

④ ①の区分をしたほ場の実測調査野帳の取扱い

①の区分を行つた場合には、ほ場ごとの野帳のほか、その区分による階層ごとの野帳をも併せ作成保管するものとする。この場合には、ほ場ごとの野帳にはⅢ欄及びⅣ欄(「実測単収」欄及び「単当くず米(麦)重」欄を除く。)以外の欄について、ほ場全体の調査結果を記入し、「実

測単収」欄及び「単当くず米（麦）重」欄には、①の区分による階層ごとの数量を、それぞれの引受面積により加重平均したものを記入し、なお、裏面にその階層区分の略図及び階層別面積の算出基礎を記入するものとし、①の区分による階層ごとの野帳には、記入欄中「地名、地番」欄、「引受面積」欄（ほ場の面積を①の区分による階層ごとの畦数により按分する等の方法により求めた階層ごとの面積とする。）、Ⅲ欄及びⅣ欄についてのみ記入するものとする。

（カ）その他

- ① 横がん木栽培の床巾の広いものは、平畦栽培として取り扱う。
- ② 縦がん木栽培においてがん木床上の条数の多いものは、平畦栽培として取り扱う。
- ③ 広巾まきにおける畦巾の測定は、刈取点において1畦分のみ測定して差し支えない。

オ 刈取方法

刈取方法は、穂頸より摘み取る摘穂又は普通刈りとする。

（２）脱穀及び乾燥

刈取り後、摘穂の場合は生穂重を、普通刈りの場合は現地で千歯又は小型脱穀機により脱穀し、わらくず等又は麦かん等のきょう雑物を除いた未調製生もみ重又は未調製生全麦重を測定する。

第5の1の（２）前段の方法又は第5の2の方法により、実測単収の決定を行う場合には、生もみ、生穂又は生麦を乾燥した後、水・陸稲については未調製乾燥もみ重を測定し、麦については未調製乾燥全麦重を測定（摘穂の場合は、乾燥穂重を測定後脱ぼう機で脱粒して未調製乾燥全麦重を測定）する。

2 コンバイン実測

（１）整袋の抽出等

ア 整袋（通常収納される量のもみが収納されているコンバイン袋をいう。以下同じ。）の数及び端袋（もみが収納されているコンバイン袋のうち整袋以外のものをいう。以下同じ。）の数を確認し任意系統的に整袋の中から9袋（ただし、整袋が9袋以下の場合は、全袋）を抽出する。

イ 抽出した整袋、すべての端袋及び任意に1袋抽出した風袋（もみが収納されていないコンバイン袋をいう。以下同じ。）の重量を測定し、次式により未調製全生もみ重を算定する。

$$\text{未調製全生もみ重} = \left(\text{整袋の数} \times \frac{\sum \text{抽出した整袋の重量}}{\text{抽出した整袋の数}} + \sum \text{端袋の重量} \right)$$

－（風袋1袋の重量×整袋数及び端袋数の合計）

（２）乾燥

ア （１）のアにより抽出した整袋のそれぞれから検棒等を用いてその合計が約4kg以上になるように均一にもみを採取する。

イ 採取したもみを均分器で均分して約2kgの未調製生もみを1点採り、未調製生もみ重を測定する。

ウ 未調製生もみを乾燥した後未調製乾燥もみ重を測定する。

第5 実測単収の決定

1 簡易実測の場合

簡易実測の場合の実測単収の決定は、次のいずれかの方法により行う。

（１）単当未調製生もみ重又は単当生穂重（単当未調製生全麦重）による方法

未調製生もみ重又は生穂重（未調製生全麦重）に単当換算係数を乗じて、単当未調製生もみ重又は単当生穂重（単当未調製生全麦重）を算定し、単当収量推定図（表）により実測単収を求める。

この場合、成熟の程度、刈取りの当日又は前日の天候、被害の程度等の関係を考慮して、単当収量推定図（表）に示された単当収量を修正するものとする。

（２）単当未調製乾燥もみ重又は単当乾燥穂重（単当未調製乾燥全麦重）による方法

未調製乾燥もみ重又は乾燥穂重（未調製乾燥全麦重）に単当換算係数を乗じて、単当未調製乾燥もみ重又は単当乾燥穂重（単当未調製乾燥全麦重）を算定し、単当収量推定図（表）により実測単収を求める。

なお、未調製乾燥もみ重又は乾燥穂重（未調製乾燥全麦重）の測定に代えて、未調製生もみ重又は生穂重（未調製生全麦重）から次式により未調製乾燥もみ重又は乾燥穂重（未調製乾燥全麦重）を推定しても差し支えない。

$$\text{未調製生もみ重又は生穂重（未調製生全麦重）} \times \frac{1 - \text{刈取時の水分含有率}}{1 - \text{農産物規格規程による水分の最高限度}}$$

（注）１ 水分含有率は、未調製生もみ又は生穂（未調製生全麦）のうちから試料を抽出し、米麦水分計を用いて測定する。

２ 農産物規格規程による水分の最高限度は次のとおりである。

も	み	14.5%		
普	通	大	麦	13.0%
ビ	ール	大	麦	13.0%
は	だ	か	麦	13.0%
小	麦	12.5%		

２ 手刈実測及びコンバイン実測の場合

（１）水・陸稲

実測した全筆について、次の方法により未調製乾燥もみを調製して得た玄米の重量から実測単収を決定する。

ア もみすり

各筆ごとに未調製乾燥もみの全量をもみすりして、粗玄米重を測定する。もみすり後、粗玄米のほかになおもみが混つているときには、もみを分離して改めてもみすりする。

イ 縦目ぶるい選

（ア）粗玄米全量を均分器で均分して約200グラム（粗玄米全量がそれに満たないときは全量）の試料を１点採り、次により縦目ぶるい選を行う。

（イ）試料を縦目ぶるい（2.2mm－2.1mm－2.0mm－1.9mm－1.8mm－1.7mm－1.6mm－底）の最上部の段に入れ、振とう機にかけ、電動機（ $\frac{1}{2}$ HP）により１分間400回転で５分間振とうする。

ただし、粒張りが悪く、被害粒、未熟粒等のくず米の混入が多い試料については、８分間振とうする。

（ウ）選別された試料について、基準段（水稻にあつては1.8mm目、陸稲にあつては1.7mm目をいう。以下同じ。）以上の段に選別されたものを玄米とし、基準段より下の段及び底に選別されたものをくず米として、玄米重及びくず米重を測定する。

ウ 実測単収の決定

(ア) 手刈実測の場合

実測単収は、単当粗玄米重（粗玄米重に単当換算係数を乗じて得た重量をいう。以下同じ。）に縦目ぶるい基準段以上の段に選別された玄米の玄米重歩合（玄米重の粗玄米重に対する割合をいう。以下同じ。）を乗じて求める。

(イ) コンバイン実測の場合

実測単収は、単当未調製全生もみ重（未調製全生もみ重を引受面積で除し、10を乗じて得た重量をいう。以下同じ。）に粗玄米重歩合（粗玄米重の未調製生もみ重に対する割合をいう。以下同じ。）及び縦目ぶるい基準段以上の段に選別された玄米の玄米重歩合を乗じて求める。

エ 総合調製選別機等の使用による実測単収の決定

総合調製選別機等（脱穀、アのもみすり及びイの玄米の選別の作業を一体的に行うことが可能な総合調製選別機並びに総合調製選別機と同様の作業が可能であり、調製機と選別機に分離することが可能な機具をいう。以下同じ。）の使用により実測単収を決定する場合にあつては、アからウまでの規定にかかわらず、次の方法により行うものとする。

(ア) 使用方法

総合調製選別機等の仕様書に従い、各筆ごとに未調製乾燥もみの全量について、脱穀、もみすり並びに玄米及びくず米の選別を行う。

(イ) 実測単収の決定

実測単収は、単当粗玄米重に基準段以上の玄米の受口に選別された玄米の玄米重歩合を乗じて求める。

(2) 麦

ア 縦目ぶるい選の使用による実測単収の決定

実測筆ごとに、脱粒又は脱ぼうした未調製乾燥全麦を軽く唐み選して、殻、ぼう、穂心及び不稔粒等のきょう雑物を除いて得られた全粗麦量を均分器で均分して約200グラムの試料を1点とり（全粗麦量がそれに満たないときは全量）、次により選別する。

試料を縦目ぶるい（小麦は、2.8mm－2.6mm－2.4mm－2.2mm－2.1mm－2.0mm－1.9mm－底、6条大麦は、2.6mm－2.4mm－2.2mm－2.0mm－1.9mm－1.8mm－1.7mm－底、2条大麦は、2.8mm－2.6mm－2.4mm－2.2mm－2.1mm－2.0mm－1.9mm－底、はだか麦は、2.4mm－2.2mm－2.0mm－1.9mm－1.8mm－1.7mm－1.6mm－底）の最上部の段に入れ、振とう機にかけて、電動機（ $\frac{1}{2}$ HP）により1分間400回転で9分間振とうする。

選別された試料について、小麦は、2.0mm目以上の段に選別されたものを上麦とし、1.9mm目の段及び底に選別されたものをくず麦とする。6条大麦は、1.8mm目以上の段に選別されたものを上麦とし、1.7mm目の段及び底に選別されたものをくず麦とする。2条大麦は、2.0mm目以上の段に選別されたものを上麦とし、1.9mm目の段及び底に選別されたものをくず麦とする。はだか麦は、1.7mm目以上の段に選別されたものを上麦とし、1.6mm目の段及び底に選別されたものをくず麦とする。それぞれについて上麦重を測定し、単当換算を行つて実測単収とする。

イ 総合調製選別機等の使用による実測単収の決定

総合調製選別機等の使用により実測単収を決定する場合にあつては、アにかかわらず、次の方法により行うものとする。

(ア) 使用方法

総合調製選別機等の仕様書に従い、各筆ごとに未調製乾燥全麦の全量について、唐み選、脱芒並びに上麦及びくず麦の選別を行う。

(イ) 実測単収の決定

実測単収は、小麦にあつては2. 0mm目以上、6条大麦にあつては1. 8mm目以上、2条大麦にあつては2. 0mm目以上、はだか麦にあつては1. 7mm目以上の上麦の受口に選別された上麦重を測定し、単当換算を行つて実測単収とする。

第6 実測成績の取りまとめ

1 水・陸稲

調査項目及び調査方法は、次のとおりである。

(1) 簡易実測の場合

	調 査 項 目	簡 易 実 測 区 分		説 明 及 び 調 査 方 法
		未調製生もみ重から推定する場合	未調製乾燥もみ重から推定する場合	
刈 取 り ・ 乾 燥	①未調製生もみ重 (g)	○	○	60株(又は4m間畦長若しくは8m間畦長又は4平方m若しくは6平方m)分を刈取り、現地で脱穀して、わらくずその他のきよう雑物を除いてひよう量する。
	②単当未調製生もみ重 (kg)	○		(①×単当換算係数)により求める。
	③未調製乾燥もみ重 (g)		○	未調製生もみを十分乾燥してひよう量する(水分計を用いて未調製生もみ重から推定しても差し支えない。)
	④単当未調製乾燥もみ重(kg)		○	(③×単当換算係数)により求める。
実の 測決 単定 収	⑤実測単収(kg)	○	○	②又は④から単当収量推定図(表)を用いて実測単収を求める。

(注) ○印は該当する調査項目を示す。

(2) 手刈実測の場合

	調 査 項 目	説 明 及 び 調 査 方 法
刈 取 り ・ 乾 燥	①未調製生もみ重 (g)	60株 (又は4m間畦長若しくは8m間畦長又は4平方m若しくは6平方m) 分を刈取り、現地で脱穀して、わらくずその他のきよう雑物を除いてひよう量する。
	②未調製乾燥もみ重(g)	未調製生もみを十分乾燥してひよう量する。
	③粗玄米重 (g)	未調製乾燥もみの全量についてもみすりし、ひよう量する。

もみすり・調製・実測単収の決定	④単当粗玄米重 (kg)		(③×単当換算係数) により求める。
	縦目ぶるい選	⑤ふるいにかけた粗玄米重 (g)	③の粗玄米を均分器で均分して約200 g の試料を採りひよう量する。
		⑥玄米重 (g)	縦目ぶるいで基準段以上の段に選別されたものをひよう量する。
		⑦玄米重歩合	(⑥÷⑤) により求める。
	⑧実測単収 (kg)		(④×⑦) により求める。
	⑨単当くず米重 (kg)		(④－⑧) により求める。

(注) ⑦欄は、小数点以下第4位を四捨五入して第3位とする。

(3) コンバイン実測の場合

	調 査 項 目		説 明 及 び 調 査 方 法
刈取り・乾燥	①末調製全生もみ重 (kg)		整袋の重量と端袋の重量の合計から、風袋の重量を差引いた重量とする。
	②単当末調製全生もみ重 (kg)		(①÷引受面積×10) により求める。
	③末調製生もみ重 (g)		整袋から採取した生もみを均分器で均分して約2 kgの試料を採りひよう量する。
	④末調製乾燥もみ重 (g)		末調製生もみを十分乾燥してひよう量する。
もみすり・調製・実測単収の決定	⑤粗玄米重 (g)		末調製乾燥もみをもみすりし、ひよう量する。
	⑥粗玄米重歩合		(⑤÷③) により求める。
	縦目ぶるい選	⑦ふるいにかけた粗玄米重 (g)	⑤の粗玄米を均分器で均分して約200 g の試料を採りひよう量する。
		⑧玄米重 (g)	縦目ぶるいで基準段以上の段に選別されたものをひよう量する。
		⑨玄米重歩合	(⑧÷⑦) により求める。
	⑩実測単収 (kg)		(②×⑥×⑨) により求める。

(注) ⑥及び⑨欄は、小数点以下第4位を四捨五入して第3位とする。

(4) 総合調製選別機等の使用による実測単収の決定

	調査項目	説明及び調査方法
刈取り、乾燥	①末調製生もみ重 (g)	60株 (又は4 m間畦長若しくは8 m間畦長又は4 平方m若しくは6 平方m) 分を刈取り、現地で脱穀して、わらくずその他のきよう雑物を除いてひよう量する。
	②末調製乾燥もみ重 (g)	末調製生もみを十分乾燥してひよう量する。

もみすり、調製、実測単収の決定	③玄米重（g）	総合調製選別機等の基準段以上の玄米の受口に出たものをひよう量する。
	④くず米重（g）	総合調製選別機等の基準段未満のくず米の受口に出たものをひよう量する。
	⑤粗玄米重（g）	（③＋④）により求める。
	⑥玄米重歩合（％）	（③÷⑤×100）により求める。
	⑦単当粗玄米重（kg）	（⑤×単当換算係数）により求める。
	⑧実測単収（kg）	（⑦×⑥）により求める。
	⑨単当くず米重（kg）	（⑦－⑧）により求める。

（注）⑥欄は、小数点以下第4位を四捨五入して第3位とする。

2 麦

調査項目及び調査方法は、次のとおりである。

(1) 簡易実測又は縦目ぶるい選の使用による実測単収の決定

調査項目		実 測 調 査 区 分			説明及び調査方法		
		簡 易 実 測		手刈り 実 測			
		生穂重 (未調製生全 麦重)から推 定する場合	乾燥穂重 (未調製乾燥 全麦重)から 推定する場合				
刈 取 り ・ 乾 燥	①生穂重 (未調製生全麦重) (g)	○	○	○	4 m間畦長若しくは8 m間畦長又は4 平方m若しくは6 平方m分を摘穂してひよう量する。刈取りの場合は、脱穀してきよう雑物を除いた未調製生全麦重をひよう量する。		
	②単当生穂重 (単当未調製生全麦重) (kg)	○			(①×単当換算係数)により求める。		
	③乾燥穂重 (未調製乾燥全麦重) (g)		○	○	生穂又は未調製生全麦を十分乾燥してひよう量する (水分計を用いて生穂重又は未調製生全麦重から推定しても差し支えない。)		
	④単当乾燥穂重 (単当未調製乾燥全麦重) (kg)		○		(③×単当換算係数)により求める。		
調 製 ・ 実 測 単 収 の 決 定	小麦・6 条大麦・2 条大麦・はだか麦	⑤粗麦重 (g)			○	乾燥穂は、脱粒 (6 条大麦、2 条大麦は脱ぼう) し、未調製乾燥全麦を軽く唐み選してひよう量する。	
		⑥単当粗麦重 (kg)				○	(⑤×単当換算係数)により求める。
	縦 目 ぶ る い 選	⑦ふるいにかけた粗麦重 (g)				○	⑤を均分器で均分し、約 200 g の試料を採りひよう量する。
		⑧上麦重 (g)				○	縦目ぶるいで小麦 2.0 mm 目以上、6 条大麦 1.8 mm 目以上、2 条大麦 2.0 mm 目以上、はだか麦 1.7 mm 目以上の段に選別されたものをひよう量する。
		⑨上麦重歩合 (%)				○	(⑧÷⑦×100) により求める (小数点以下第 1 位まで)。

調査項目	実 測 調 査 区 分			手刈り 実 測	説 明 及 び 調 査 方 法
	簡 易 実 測				
	生 穂 重 (未調製 生全麦重) から 推定する 場合	乾燥穂重 (未調製 乾燥全麦重) から 推定する 場合			
⑩実 測 単 収 (kg)	○	○	○	簡易実測の場合……②又は④ から単当収量推定図(表)を 用いて実測単収を求める。 手刈り実測の場合……(⑥× ⑨)により求める。	
⑪単当くず麦 重 (kg)			○	(⑥-⑩)により求める。	

(注) ○印は該当する調査項目を示す。

(2) 総合調製選別機等の使用による実測単収の決定

	調査項目	説明及び調査方法
刈取り、 乾燥	①生穂重(未調製 生全麦重)	4m間畦長若しくは8m間畦長又は4平方m若しくは6平方m 分を摘穂してひょう量する。刈取りの場合は、脱穀してきょう 雑物を除いた未調製乾燥全麦をひょう量する。
	②乾燥穂重(未調製 乾燥全麦重(g))	生穂又は未調製生全麦を十分乾燥してひょう量する。
調 製、 実測 単収 の決 定	③上麦重(g)	総合調製選別機等の小麦2. 0mm目以上、6条大麦1. 8mm目 以上、2条大麦2. 0mm目以上、はだか麦1. 7mm目以上の上 麦の受口に出たものをひょう量する。
	④くず麦重(g)	総合調製選別機等の小麦2. 0mm目未満、6条大麦1. 8mm目 未満、2条大麦2. 0mm目未満、はだか麦1. 7mm目未満のく ず麦の受口に出たものをひょう量する。
	⑤粗麦重(g)	(③+④)により求める。
	⑥上麦重歩合(%)	(③÷⑤×100)により求める。
	⑦単当粗麦重(kg)	(⑤×単当換算係数)により求める。
	⑧単当収量(kg)	(⑦×⑥)により求める。
	⑨単 当 く ず 麦 重 (g)	(⑦－⑧)により求める。

第7 単当収量推定図(表)の作成

都道府県は、次により単当収量推定図(表)を作成し、組合等に提示するものとする。

1 実測筆調査資料等の整理

水稻、陸稻及び麦について農業共済組合連合会が過去に実施した実測調査の資料等を検討し、適宜地域別、災害の種類別及び災害の程度別等に分類、整理する。

2 単当収量推定図（表）の作成

1により分類した区分別に、単当未調製生もみ重若しくは単当未調製乾燥もみ重又は単当生穂重（単当未調製生全麦重）若しくは単当乾燥穂重（単当未調製乾燥全麦重）から単当収量推定の回帰式を求め、これらの結果を図示又は表示した資料を作成する。

3 協議

2により作成した単当収量推定図（表）を組合等に提示しようとするときは、農林水産省経営局長に協議するものとする。

第8 品位判定調査

1 試料の抽出

品位判定調査に係る試料は、実測筆ごとに、第5の2の（1）のイの（ウ）又は同エの（イ）により選別された玄米から200グラム抽出したものを試料とする。

ただし、種子水稻もみの品位判定調査に係る試料については、実測筆として抽出された筆ごとの未調製乾燥もみを均分機で均分して1.5キログラム抽出したものを試料とする。

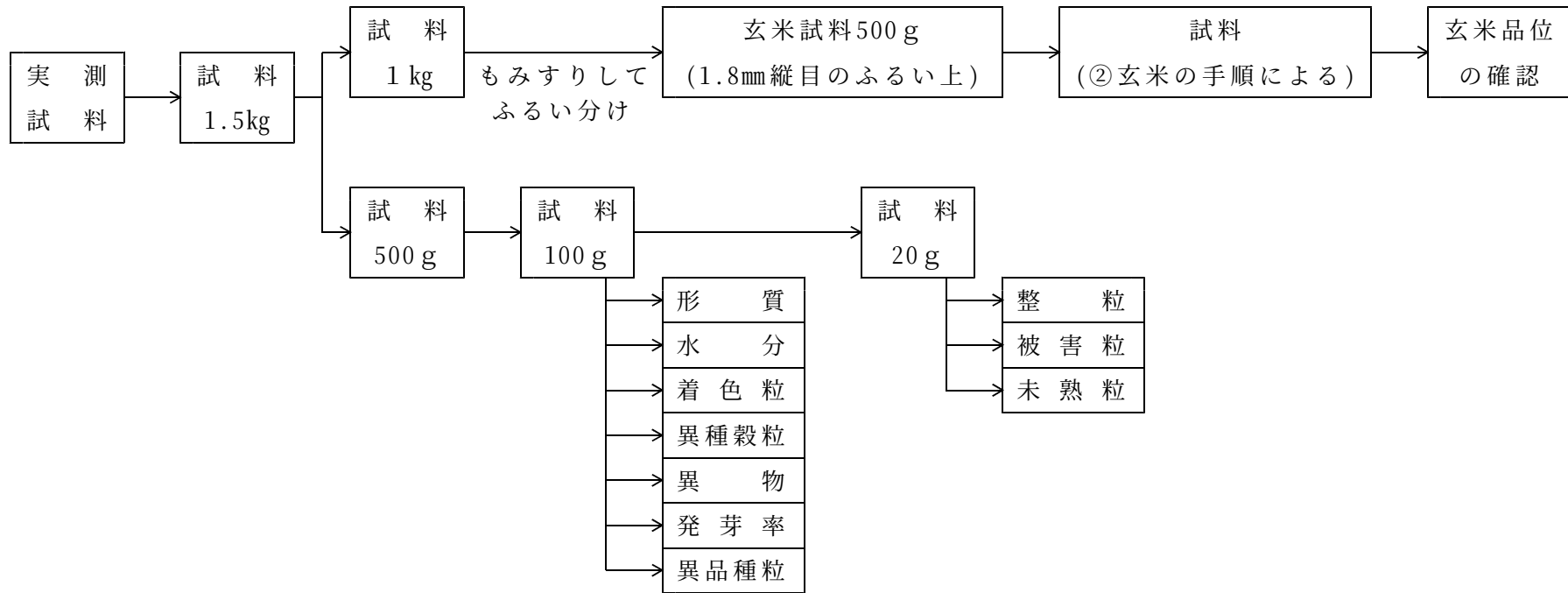
2 品位の判定

（1）品位判定は、1の試料ごとに、3の品位判定基準について、視覚、触覚、臭覚及び聴覚を用いて行うものとする。

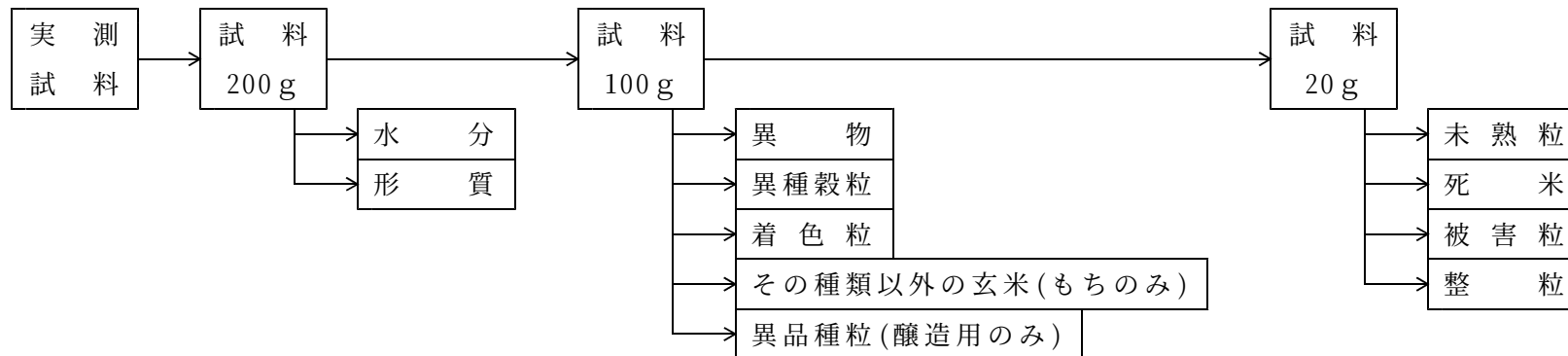
また、種子水稻もみにあつては、もみすりして得られた玄米試料についても分析等を行い、その玄米の品位について確認するものとする。

ただし、（6）の③から⑦までについて、これにより適正な品位判定を行うことができないと認められる場合には、各項目ごとの分析機器を使用した所定の計測方法により行うものとする。なお、この分析による場合には、1の試料を用いて、種子水稻もみにあつては①、玄米にあつては②により行うものとする。

① 種子水稻もみ



② 玄米



- (2) 種子水稻もみに係る品位判定のうち、主要農作物種子法(昭和27年法律第131号)第4条第2項(同法第7条第3項において準用する場合を含む。)の生産物審査において同法第4条第5項(同法第7条第3項において準用する場合を含む。)の都道府県が定める基準に適合すると認められた事項に係る品位判定は、同法第5条(同法第7条第3項において準用する場合を含む。)の生産物審査証明書により行う。
- (3) 品位判定は、日光の直射及び物体の反射光線の影響を受けない条件の下で行うものとする。
- (4) 被害粒等については、国内産農産物の被害粒等の取扱要領(平成16年3月12日付け15総食第719号総合食料局長通知)に基づき判定するものとする。
- (5) 3の品位判定基準に定める数値が、整数の場合は小数点以下第1位の数値を、小数点以下nけたの場合は(n+1)けた目の数値を四捨五入する。
- (6) 品位判定を行う順序及び方法は、次のとおりとする。また、品位判定に当たっては、その地域において生産される米の品種及びその特性を十分把握し、原則としてカルトン又は見取箱を使用して行うものとし、試料を十分混合して行うものとする。

なお、品位判定を行う米の品種については、あらかじめ野帳から把握するものとするが、異品種粒の混入が認められないことを視覚により確認しておくものとする。この場合、必要に応じ、各組合員等の種子更新、品種ごとの作付状況等の品種関連情報を農業協同組合等関係機関から情報を入手する等して、的確に行うものとする。

① 形質

試料について、その構成している整粒、未熟粒の形質がいずれの等級に該当するものであるかを標準品との比較により行う。

② 色

種子水稻もみ及び醸造用玄米の試料について、その品種の固有の色を保持しているか否かについて行う。

③ 発芽率

種子水稻もみの試料について、整粒の形質、色及び調製の程度について行う。

なお、分析機器を使用する分析は、農産物検査法施行規則第6条第2項及び第8条第2項の規定に基づく農林水産大臣が定める標準計測方法(平成13年3月14日農林水産省告示第332号。以下「標準計測方法」という。)第2の2に規定するもみの発芽率の分析方法に準じて行うものとする。

④ 整粒

試料について、整粒の割合(全量に対する重量比(%))について行う。

なお、分析機器を使用する分析は、試料を20グラムに縮分した上で、被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める方法により行う。

⑤ 被害粒、死米、着色粒、異種穀粒、異物

試料について、それぞれの項目別にその割合(全量に対する重量比(%))について行う。

なお、分析機器を使用する分析は、被害粒、死米にあつては、試料を20グラムに縮分した上で、着色粒を除く被害粒、死米を手よりして、それぞれの項目別に重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求め、着色粒、異種穀粒、異物にあつては、試料を100グラムに縮分した上で、着色粒、異種穀粒、異物を手よりして、それぞれの項目別に重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比(%)を求める方法により行う。

⑥ 異品種粒

種子水稻もみの試料については、異品種粒の割合（全量に対する重量比（％））又は有無について、醸造用玄米の試料については、異品種粒の混入の有無について行う。

なお、分析機器を使用する分析は、試料を100グラムに縮分した上で、異品種粒を手よりして、その重量を0.1グラム単位まで計測の上、全量に対する重量比（％）を求める方法により行う。

⑦ 水分

試料を抜き取る際の穀刺のすべり具合、試料をカルトン又は見取箱に入れるときの音、試料を掌に取ったときの触感、試料を握ったときの感触及び色沢等により行う。

なお、分析機器を使用する分析は、標準計測方法第2の1の（1）に規定する105℃乾燥法により行うものとする。

3 品位判定基準

（1）もみ（種子水稻もみ）

品位	最低限度			最高限度			色
	発芽率 （％）	整粒 （％）	形質	水分 （％）	被害粒 （％）	異物 （％）	
合 格	90	90	標準品	15.5	0.5	0.2	品種固有の色

（注）1. 種子水稻もみにおける異種穀粒及び異品種粒の混入限度

（1）異なる品種を交配した一代雑種の種子水稻もみにあつては、異種穀粒が混入してはならず、かつ、異品種粒が2％を超えて混入してはならない。

（2）主要農作物種子法（昭和27年法律第131号）第7条第2項の規定による指定原種ほにおいて生産された雄性不稔系統の種子水稻もみにあつては、異種穀粒が混入してはならず、かつ、異品種粒が1％を超えて混入してはならない。

（3）（2）及び（3）に掲げる種子水稻もみ以外の種子水稻もみにあつては、異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。

2. 種子水稻もみの規格は、主要農作物種子法第3条第1項の規定による指定種子生産ほ場、1の（2）の指定原種ほ又は同法第7条第2項の規定による指定原原種ほにおいて生産されたものについて適用する。

3. 表中の語句の定義は、次のとおり。

（1）百 分 率—全量に対する重量比をいう。ただし、発芽率の場合を除く。

（2）整 粒—被害粒、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。

（3）形 質—充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形及び光沢をいう。

（4）水 分—常圧加熱乾燥法のうち、105度乾燥法によるものをいう。

（5）被 害 粒—損傷を受けた粒（発芽粒、病害粒、くされ粒、虫害粒、傷もみ、砕粒等）をいう。

ただし、普通もみにあつては、損傷が軽微で玄米の品質及びもみすり歩合に影響を及ぼさない程度のもものを除く。

（6）着 色 粒—粒面の全部又は一部が着色した粒及び赤米をいう。ただし、とう精によつて除かれ、又は精米の品質及び精米歩合に著しい影響を及ぼさない程度のもものを除く。

（7）未 熟 粒—成熟していない粒をいう。

（8）異種穀粒—その種類のもみ（普通もちもみにあつては、もみ）を除いた他の穀粒をいう。

（9）異 物—穀粒を除いた他のものをいう。

(10) 発 芽 率—摂氏 2 5 度で 1 4 日間以内に発芽した正常発芽粒の供試した整粒等に対する粒数歩合をいう。

(11) 整 粒 等—整粒、未熟粒及び被害粒（原形の 2 分の 1 以下の碎粒を除く。）をいう。

(2) 玄米

① 水稻うるち玄米、水稻もち玄米

品位	最低限度		最高限度							
	整粒 (%)	形質	水分 (%)	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物						
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒			異物 (%)
							もみ(%)	麦(%)	もみ及び麦を除いたもの(%)	
ランク A	70	ランク A 標準品	16.0	15	7	0.1	0.3	0.1	0.3	0.2
ランク B	60	ランク B 標準品	16.0	20	10	0.3	0.5	0.3	0.5	0.4
ランク C	45	ランク C 標準品	16.0	30	20	0.7	1.0	0.7	1.0	0.6
ランク D	ランク A から C までのそれぞれの品位に適合しない玄米であつて、異種穀粒及び異物を 50% 以上混入していないもの									

② 醸造用玄米

品位	最低限度		最高限度						色
	整粒 (%)	形質	水分 (%)	被害粒、死米、着色粒、もみ及び異物					
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	もみ (%)	異物 (%)	
ランク A	90	ランク A 標準品	15.0	5	3	0.0	0.1	0.0	品種固有の色
ランク B	80	ランク B 標準品	15.0	10	5	0.0	0.2	0.1	品種固有の色
ランク C	70	ランク C 標準品	15.0	15	7	0.1	0.3	0.1	品種固有の色
ランク D	60	ランク D 標準品	15.0	20	10	0.3	0.5	0.4	—
ランク E	45	ランク E 標準品	15.0	30	20	0.7	1.0	0.6	—
ランク F	ランク A から E までのそれぞれの品位に適合しない醸造用玄米であつて、もみ及び異物を50%以上混入していないもの								

(注) 1. 次の道県で生産された醸造用玄米に限り、その水分の最高限度は各ランクとも本表の数値にそれぞれ次の数値を加算したものとする。

北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島各道県 1. 0 %

新潟、富山、石川、福井、鳥取、島根及び沖縄各県 0. 5 %

2. もち玄米には、その種類以外の玄米が 1 等のものにあつては 1 %、2 等のものにあつては 2 %、3 等のものにあつては 3 % を超えて混入してはならない。

3. 玄米には異物として土砂、石、ガラス片、金属片及びプラスチック片が混入してはならない。

4. 醸造用玄米には、もみを除く異種穀粒及び異品種粒が混入してはならない。

5. 表中の語句の定義は、次のとおり。

(1) 整 粒—被害粒、死米、未熟粒、異種穀粒及び異物を除いた粒をいう。

(2) 形 質—皮部の厚薄、充実度、質の硬軟、粒ぞろい、粒形、光沢並びに肌ずれ、心白及び腹白の程度をいう。

(3) 水 分—常圧加熱乾燥法のうち、1 0 5 度乾燥法によるものをいう。

(4) 被 害 粒—損傷を受けた粒（発芽粒、病害粒、芽くされ粒、虫害粒、胴割粒、奇形粒、茶米、

砕粒等)をいう。ただし、損傷が軽微で精米の品質及び精米歩合に影響を及ぼさない程度のもを除く。

(5) 死 米―充実していない粉状質の粒(青死米及び白死米)をいう。

(6) 着 色 粒―粒面の全部又は一部が着色した粒及び赤米をいう。ただし、とう精によつて除かれ、又は精米の品質及び精米歩合に著しい影響を及ぼさない程度のもを除く。

(7) 未 熟 粒―死米を除いた成熟していない粒をいう。

(8) 異種穀粒―その種類の玄米(もち玄米にあつては、玄米)を除いた他の穀粒をいう。

(9) 異 物―穀粒を除いた他のものをいう。